

令和6年能登半島地震からの復興のための第1次提言 ～施策パッケージ策定に向けて～

令和6年1月23日

自由民主党

令和6年能登半島地震対策本部

本年1月1日、石川県能登地方を震源として最大震度7、マグニチュード7.6という非常に強く大規模な地震が発生し、230名を超える方々の尊い命が失われたのをはじめ、約1000名もの方々が負傷された。また、住宅等の崩壊や火災による焼失、停電や断水等によって、今なお多くの方々が、厳しい環境の中、避難生活を強いられている。まずは犠牲になられた方々に心からお悔やみ申し上げるとともに、全ての被災地の皆様にお見舞い申し上げます。そして、関連死の防止をはじめとする避難生活環境の改善、一日も早い復旧・復興のため、過去の災害対応の知見も十二分に活かしつつ、あらゆる手立てを講じて被災地の皆様に支援していく決意を、党として改めて確認する。

今般の地震を踏まえ、政府においては、発災直後から自衛隊を派遣し、捜索活動や情報収集、救命・救助、生活物資等の提供などを行っているのをはじめ、各省庁の職員を被災地に派遣し、地元自治体を支援するなど、迅速なプッシュ型の対応をとっている。また、わが党からの提案も踏まえて激甚災害の指定や2次避難の推進を図るとともに、被災者の方々の暮らしと生業の再建支援を全力で進めているところであるが、その取り組みはまだ緒に就いたばかりであり、今後一層の拡充と加速化が求められる。

災害対応には、初動としての「人命救助や被災者の避難」、そして次に「物資の搬送やインフラの復旧」、更には本格的な「暮らしの再建、産業・生業の再構築」といったフェーズがあり、時には異なるフェーズに同時並行で対応し、また時には状況の変化に応じて次のフェーズに移行していくということが重要である。そして、その全体像と道筋を被災者の皆様にお示しすることが、先行きの安心をお届けすることにもつながる。政府の“施策パッケージ”の策定に際しても、その個々の施策が、復旧・復興の全工程の中のどこに位置するものであるかを、実施の当事者自身も自覚し、被災者の皆様にも分かりやすく周知していくことを求める。

併せて、被災地域や避難所によって状況が異なるということも踏まえ、それぞれの課題やニーズに着目した、きめ細かな対応も求めたい。

更に、復旧・復興に多額の経費を要することも念頭に、被災自治体が財政的な理由によって復旧・復興や被災者への支援をためらうことのないよう、国が財政面においても強力に支援していくことを強く求める。

当然のことながら、政府や被災自治体等は、直面する課題への対応に専念する必要があり、その先を見据えた対応を検討するのは与党の務めである。

以上の考えを踏まえ、現段階において政府に求める具体的な施策は以下の通りである。なお、依然として被害の全貌は明らかになっておらず、状況に応じて機動的に対

応する必要があるため、党としては、今後の推移も踏まえつつ、第2次提言の策定にも取り組むものとする。

1. 避難者に対する支援

(生活物資の調達)

- 被災地に残る方々の命をつなぐ食料等の支援をはじめ、個々の避難者の多様なニーズに合わせ、プライバシーにも十分配慮したきめ細かなプッシュ型の支援を引き続き行うこと。
- 避難生活の長期化も見込まれる中、避難所の生活環境や衛生環境の改善を図るため、仮設トイレの早期配備を進めるとともに、段ボールベッドやパーテーション、暖房器具、灯油等の燃料、衛生用品、生活用品などの物資の調達を進めること。

(被災地の感染症対策)

- 避難所での感染症の拡大を防止するため、発熱など感染の疑われる避難者用の別室、トイレの確保など、公衆衛生の向上を図るとともに、感染症予防事業を円滑に実施すること。

(医療や福祉的支援の確保)

- 災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、全日本病院医療支援班(AMAT)、災害支援ナース等の医療チームや災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣等により、被災地の医療機関や避難所等における医療や福祉的支援を確保すること。特に被害の大きい能登北部の病院に看護師等を派遣し、支援すること。
- 被災された在宅高齢者等について、個別訪問等による早期の状態把握や必要な支援へのつなぎ等を実施すること。

(心のケア)

- 被災者の心のケアのため、DPATの追加派遣による体制強化を図りつつ、今後、専門職等による相談支援や孤立防止等のための見守り等が受けられるよう支援体制を強化すること。
- 避難所において、DWATの派遣により、避難生活中の困り事に関する相談支援等、福祉的な視点から支援すること。

(二次避難のための宿泊施設の提供体制の確立)

- 要配慮者をはじめ二次避難を希望される方々が良好な環境で生活できるよう、特例的に引き上げた利用額の基準を活用して二次避難先となる十分な数の宿泊施設を確保し、石川県とも連携して、必要な避難者に確実に提供すること。

(二次避難のための輸送への貸切バス・タクシーの動員)

- 二次避難の輸送については、貸切バスや、特別な配慮が必要な方にとっても使いやすい車両などを、確実に提供できるよう、必要な取組みを進めること。

2. 被災地域の復旧、本格復興のための環境整備

(1) 交通手段の回復

(主要な道路の緊急復旧)

- 能登半島北部の孤立集落の解消、インフラの復旧を早急に図るため、壊滅的な状態になっている海側の国道249号をはじめ、のと里山海道との共用区間を含む能越自動車道等の主要な道路について、国が主導して、内陸・海側両方から緊急復旧を迅速に進めること。

(港湾機能の復旧及び海上輸送ルートの確保)

- 国による港湾の管理代行等により、海上輸送を担う船舶による被災地の港湾利用を適切に調整するとともに、港湾施設の早期復旧を図ること。また、物資輸送に必要な船舶に係る情報収集・提供や手続きの弾力化等により海上輸送を支援すること。

(能登空港の復旧)

- 災害救援活動の拠点としても重要な能登空港について、民航機の早期運航開始のため、引き続き、空港管理者である石川県を強力に支援すること。

(被災鉄道の復旧)

- 被災した鉄道について、事業者や関係機関と連携して、TEC-FORCE・鉄道・運輸機構鉄道災害調査隊(RAIL-FORCE)による技術的支援、路線の早期復旧、代行バスへの運行補助等、必要な支援を行うこと。

(気象情報提供に係る施設の復旧・維持)

- 安全な海上輸送・航空輸送・陸上輸送に不可欠な、地震・津波や気象に関する観測・予測情報を提供するための観測施設等を迅速に復旧・維持すること。

(2) 生活インフラの復旧

(上下水道施設の早期復旧)

- 全国の自治体からの技術者の増員派遣等、強力な支援体制を構築するとともに、国土交通省、厚生労働省からも職員を派遣し、国のリーダーシップのもと、復旧方針の検討等の技術的支援を行うことにより上下水道の早期復旧に努めること。併せて水道施設の復旧への財政支援を拡充強化すること。

(電気の復旧)

- 迅速な電気の復旧を図ること。その際、一部地域においては、迅速な復旧が困難な箇所もあることに鑑み、被災自治体の要望を把握し、医療機関や福祉施設、学校などに加え、避難者の多い避難所などの重要施設へ一刻も早く電気を届けること。

(石油等製品関連施設の復旧支援)

- 被災者の生活再建、事業者の復旧に不可欠なガソリン、灯油等のサービスステーションやLPガスの充填施設等の早期復旧を支援するとともに、石油製品の油槽所設備や石油ガス製品の貯蔵所設備の補修等に対する支援を図ること。

(通信インフラの復旧)

- 被災した携帯電話基地局や光ファイバ等の迅速かつ確実な復旧や通信環境の確保のため充実した支援を行う。また、被災地における災害復旧やライフライン支援に資することを目的に、地方公共団体への衛星携帯電話や、避難所等への衛星インターネットの貸与等を拡充する。併せて、今後の被災地域の復旧・復興事業の円滑化を図るため、新たな基地局整備（自律型を含む。）により緊急輸送道路等における不感エリアを解消するとともに、事業者間のシェアリングを推進する。

(被災者の生活に不可欠な情報伝達手段の確保)

- 被災者が信頼ある情報を得られる環境を構築するため、地上放送設備やケーブルテレビネットワークの復旧、送信所の移転、放送番組のインターネット配信等に対する支援を行うとともに、ネット上の偽・誤情報対策を一層強化する。

(3) 災害廃棄物の処理

- 避難所等におけるし尿や生活ごみの回収・搬出の円滑化、被災した処理施設の復旧を速やかに図ること。災害廃棄物の仮置場の設置や処理体制の確保などを速やかに行うこと。
- 全壊家屋及び半壊家屋の解体・撤去や災害廃棄物の処理について、被災自治体の負担を軽減するため十分な財政的支援を行うこと。
- 災害廃棄物の仮置場として国有財産の活用を進めること。

(4) 復旧現場におけるマンパワーの拡充、自治体応援職員の確保

- 上記(1)から(3)の事業を迅速に行うため、これらの事業における現場のマンパワーを広域的な視点で拡充するとともに、その働き方についても早期復旧の観点から検討を加えること。また、これらの復旧事業を実施する自治体に対し、技術職等専門の応援職員を派遣すること。

3. 暮らしの再建

(1) 住まいの確保

(建築物の「危険度判定」の早期完了)

- 余震などによる二次被害の拡大を防止し、住民の安全確保が図られるよう、発災直後より実施している被災建築物応急危険度判定の早期完了に向け、体制整備などの支援を行うこと。

(応急仮設住宅（借上・建設）、公営住宅の早期の提供)

- 応急仮設住宅の早期確保に向けて関係府省庁と連携し、不動産関係団体・住宅生産団体の協力を得て被災自治体の支援を行うとともに、公営住宅等の提供について全自治体に働きかけを行うことにより、可能な限り早期に被災者の住まいの確保を図ること。

- 空き家・空き室を応急仮設住宅として活用するにあたっては、余震発生状況や需給状況を考慮し、耐震要件について弾力的に対応すること。
- 応急仮設住宅の建設にあたっては、木造、ドームハウス、ログハウスなど多様な型式の住宅を活用することによって早期の供給を図るとともに、地域の事業者の活用にも留意すること。
- 応急的な住まいの建設場所につき、国有財産の活用を進めること。
- 被災した住宅の応急修理を支援すること。
被災者生活再建支援法が適用された自治体において、住居が全壊した世帯等に対し、被災者生活再建支援金を速やかに支給すること。

（液状化への対応支援）

- 液状化被害を受けた地域において、宅地の復旧に引き続き、再度災害による被害拡大を防止するため、公共施設と宅地の一体的な液状化対策の実施に対して支援すること。

（２）被災者の健康を守るための取組み

（医療機関等の早期復旧）

- 被災した医療、福祉施設等の迅速な復旧は、被災地における医療等の確保に当たっても重要であることから、医療、福祉施設等の復旧事業の経費につき、国が財政支援を行うこと。
- （独）福祉医療機構において、被災した社会福祉施設及び医療関係施設等の早期復旧を支援するため、既往貸付に係る返済猶予期間の延長措置や地震からの復旧のための災害復旧資金の拡充を図ること。

（３）被災者の生活を支える取組み

（被災者に寄り添った金融支援）

- 都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付について、貸付対象の拡大、貸付要件の緩和などを行う災害時の特例措置を講じた上で、早急に貸付を実施していくこと。
- 金融機関に対し、通帳を紛失した方への柔軟な預金払戻しや、迅速な保険金支払いなど、被災者に寄り添った対応を促すこと。また、住宅ローン等の返済が困難となった被災者のために「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の活用を促すなど、金融面での生活再建支援を進めること。

（被災した納税者への対応）

- 国税の申告・納付期限の延長措置等について、周知広報を図るとともに、被災者に寄り添った丁寧な対応に努めること。また、地方税についても、申告等の期限の延長、徴収猶予・減免の措置等を適切に講じること。加えて、今般の能登半島地震が所得税の確定申告前の1月の地震であることに鑑み、雑損控除の前倒し適用等、党税制調査会における検討の結果を踏まえ、適切な措置を講じること。

(医療・介護等の一部負担金の免除等)

- 医療機関等の窓口での申立てによる医療・介護・障害福祉サービス等の一部負担金や利用料の免除等を行うとともに、その費用につき市町村等に財政支援を行うこと。

(地域の雇用の維持)

- 企業において、働く人の雇用を維持するため、雇用調整助成金について、過去の激甚災害対応を踏まえた措置を検討すること。

(4) 教育、子供・子育て支援

(児童生徒等の安全と学びの確保等)

- 被災地域外での受入れを含め、児童生徒等の安全と学習機会の確保に万全を期すこと。また、被災した児童生徒等への経済的支援や心のケア等に係る支援体制の充実を図ること。

(学校等の早期復旧)

- 学校等施設・設備の早期復旧、円滑な教育活動実施のための教職員等の増員、ICT環境の整備、通学支援などについて所要の財政措置を講じること。

(被災地の子供・子育て支援)

- 安心して子育てができるよう、保育所の利用者負担の減免等を行う地方自治体の負担を軽減するための支援や、NPO法人等による安全・安心な子供の居場所づくりに関する取組みに対する支援等を行うこと。

(児童福祉施設等の早期復旧)

- 早期に施設利用者の福祉が確保できるよう、児童福祉施設等の早期復旧のための財政支援を講ずること。

(5) 治安、消費者保護

(被災地における治安の確保)

- 震災に便乗した犯罪から被災者を守り、安全・安心を確保するため、警察による警戒パトロールや避難所における相談対応、防犯広報等のほか、被災地における防犯カメラの設置等、防犯対策を強化する。

(災害に関連した消費者トラブルへの注意喚起)

- 消費者庁ウェブサイトや消費者庁公式SNS等を通じて、災害に便乗した悪質商法等の消費者トラブルについて、随時、注意喚起を実施すること。

(専用の消費生活相談ダイヤルの実施・周知)

- 災害救助法の適用を受けた4県（新潟県、富山県、石川県、福井県）からの災害関連の消費生活相談を国民生活センターが直接受け付けることのできる専用の消費生活相談ダイヤル（通話料無料）を開設すること。

(6) 技能実習生等への支援

- 被災した技能実習生や関係する技能実習実施者及び監理団体に寄り添い、きめ細やかに対応できる相談体制を整えること。また、実習を継続できない技能実習生に対する円滑な転籍支援など、早期に実習を再開できるよう必要な支援を行うこと。

4. 産業・生業の再構築

(1) 中小企業・小規模事業者、商店街等への支援

(中小企業・小規模事業者等の再建に向けた支援)

- 中小企業・小規模事業者等が地域経済を支えていることを踏まえ、なりわい補助金による施設復旧とともに、持続化補助金による販路開拓、商店街の復旧・にぎわい創出や仮設施設整備等を支援すること。また、地震による影響を受けた下請事業者ができる限り従来の取引関係を継続できるよう配慮すること。

(既往債務への対応等、事業者への資金繰り支援の徹底)

- コロナ融資の返済負担軽減策も含め官民金融機関による返済猶予等の資金繰り支援を徹底するとともに、債権買取や出資の可能な官民ファンド（能登生業再建ファンド（仮称））等による事業再生支援を推進するなど、既往債務の対策を講ずること。
- 日本政策金融公庫において、既存融資に係る返済猶予、資本金劣後ローンの活用、低利な融資制度など、災害の影響を受けた事業者に対し、柔軟かつきめ細やかな資金繰り支援を徹底し、復旧・復興に必要な資金の供給に万全を期すこと。

(金融機能の強化)

- 今後、事業者支援に取り組む被災地の金融機関を支援するため、金融機能強化法の活用を検討する。

(2) 観光業の再生に向けた支援

(被災自治体等における観光地の復興に向けた取組みへの支援)

- 被害を受けた宿泊施設等の復旧をはじめ観光地全体の復興に向け、観光地が一体となった観光戦略の再構築・地域の魅力向上のための復旧プラン作成や、復旧後の誘客促進を図るコンテンツ造成、半島復興のため特産品の販路拡充を支援すること。

(風評被害対策としての正確な情報発信)

- 金沢や加賀など通常どおり営業している地域に対する風評被害を防止し、被災者の心情に寄り添いつつ、誘客を継続することが、能登地方の支援のためにも重要である。特に、本年3月の北陸新幹線金沢―敦賀間延伸開業という大きな節目を十分活かし、観光地としての魅力と被災地に関する正確な情報を発信することで能登半島の観光復興につなげること。併せて、北陸地域全体の誘客に資する観光プロモーションを実施すること。

(旅行需要の喚起)

- 営業の継続や再開をしている施設においても、予約のキャンセルが相次いでいる施設が多数存在していることを踏まえ、被災地の復興状況を踏まえつつ、宿泊料金の割引等により被災地への旅行需要の喚起を図ること。

(3) 農林水産業の復興

(農地、林道等の早期復旧)

- 甚大な被害を受けた農地や用排水路、ため池等の農業用施設、卸売市場施設、林地・林道等のインフラについて、災害復旧事業等により、一日も早い復旧・復興に向けて支援すること。

(農業者、林業者等への経営再建に向けた支援)

- 離農等によって地域空洞化につながることをないよう、大きな被害が出ている農業用ハウス・畜舎、共同利用施設等の再建・修繕や農業用機械の再取得、営農再開に向けた種子・種苗等の購入、畜産農家への水や飼料の供給、木材加工流通施設等の再建・修繕など、円滑な営農再開や経営再建に向けた早期の支援を講ずること。
また、食品事業者にも、中小企業施策の活用により早期の支援を講ずること。

(漁港・漁場の復旧・再生)

- 地盤隆起等による前例のない被害が生じていること、地域を支える漁業者の生業の維持・再生が急務であることを踏まえ、被害実態の緊急調査、被災漁港・漁場の復旧や機能強化、漂流・堆積物の除去や漁場環境の改善等、水産業・漁村の基盤の復旧・復興を強力に進めること。

(漁船、産地市場、加工施設等の再建)

- 漁業経営の早期再開につながるよう、被災した漁船・漁具の復旧に向けた漁船の建造や定置網の導入、加工施設、冷凍冷蔵施設等の共同利用施設の復旧の支援等を講ずること。

(災害関連資金による資金繰り確保)

- 農林漁業者の十分かつ円滑な資金繰りの確保に向けて、運転資金や施設復旧のための資金の調達、既往借入金の償還猶予等を支援すること。

5. 被災自治体への支援

(財政措置も含めた応援職員等に関する人的支援)

- 被災自治体のニーズに応じ、避難所運営等の災害対応や復旧・復興に必要な応援職員を派遣し、適切に地方財政措置を講じること。緊急消防援助隊の活動経費について国費により適切に予算措置するとともに、今回の活動で得られた知見をも

とに、装備等の充実強化を行うこと。また、被災地に派遣された応援職員の活動環境の改善を図ること。

- 被災者に対し、生活再建支援メニューの情報提供や特別行政相談を実施するとともに、日本行政書士会連合会の協力を得て、各種行政手続の申請支援等を行うこと。

(地方の財政需要に対する支援)

- 住民支援や行政機能の維持及び復旧・復興のために必要となる自治体の様々な財政需要を的確に把握して適切に地方財政措置を講じ、資金需要への対応を含め、自治体の財政運営に支障が生じないよう十分配慮すること。
- 被害が大きい地域では、復興に相当の期間を要すると見込まれるため、これまでの災害時の対応を踏まえ、被害の状況や今後実施される各府省庁による支援の全体像を的確に把握したうえで、被災自治体が地域の実情に応じて活用できる復興基金の創設を検討すること。

(災害ケースマネジメントの推進)

- 被災者の自立・生活再建を進めるため、一人ひとりの状況や課題に応じた支援が官民連携によって行われるよう、被災自治体の災害ケースマネジメントの取組みを促進すること。

6. その他

(文化財の復旧と創造的復興)

- 地域社会の精神的支えとなる文化財の早期復旧をはじめとする文化芸術の創造的な復興のため、補助制度の拡充、復興基金の創設をはじめ、地方負担に対する十分な交付税措置などの財政措置を行うこと。併せて、文化芸術・伝統工芸の存続という視点からも、その担い手を支援すること。

(防災・減災、国土強靱化の更なる推進)

- 激甚化頻発化する自然災害に備えるため、国土強靱化の加速化対策を前倒しして迅速に進めること。さらに千年に一度と言われるこの地域の大地震が、現実に今、起きていること等を踏まえ、今後我が国で想定される自然災害の規模・強度と対応すべき方策等を明確化しながら、これまでの加速化対策の効果を検証しつつ、国土強靱化の実施中期計画の早急な策定にとりかかること。

(ボランティアの受入体制の整備)

- ボランティアの方々に円滑にご協力いただけるよう、マッチングや受入体制の整備等について、被災自治体に対する支援を早急に進めること。

以上